○登録できる物件の条件

空き家バンクに登録することができる空き家は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければいけません。

- 1. 老朽、損傷等が著しい空き家でないこと。 (物件登録者の希望が売買であり、建物所有者と土地所有者が同一の場合及 び3. を満たす場合を除く。)
- 2. 登記済の建物であること。
- 3. 建物及び土地の所有者が同一でない場合は、土地所有者からの承諾を得ていること。
- 4. 建物若しくは土地の所有者が複数である場合は、申込者以外の所有者の全員が本制度の目的を理解し、及び物件の登録を承諾していること。
- 5. 所有権以外の権利が設定されていないこと。(ただし、利用希望者に対し明示している場合を除く。)
- 6. 適正な市場価格であること。
- 7. 不動産会社等による売買等を目的とするものでないこと。
- 8. その他、市長が空き家バンクへの登録が適当でないと認める空き家でないこと。

○物件登録者の条件

次の場合は物件登録することができません。

- 1. 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)(以下「宅建業法」という。)第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者に媒介を依頼しない場合。
- 2. 登録しようとする空き家等の内容を、利用希望者及び(公社)沖縄県 宅地 建物取引業協会並びに(公社)沖縄県宅地建物取引業協会から選定 された 媒介事業者と情報を共有することを承諾しない場合。
- 3. 国土交通省が設置する全国版空き家・空き地バンクに公開することを承諾しない場合。
- 4. 申込みを行った者、又はその者と生計を一にする同居の親族、又は代理又は 媒介を行う者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3

年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有すると認められる者である場合。

5. その他、市長が登録することが適当でないと認めるもの。